

平成26年3月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年3月13日〔木曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
〃	2 番	日笠山 隆
〃	5 番	河本アツミ
〃	6 番	白河 澄雄
〃	7 番	古田 洋美
〃	8 番	浦口 幸夫
〃	9 番	脇田 峰生
〃	10 番	石寺 政和
〃	11 番	岩本 延男
〃	12 番	下園 茂
〃	13 番	南 重徳
〃	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農業振興地域計画変更（用途変更・除外）に係る意見聴取について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 非農地証明願いについて
- 議案第6号 あっせんについて
- 議案第7号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
- 議案第8号 荒廃農地の非農地の判断について

○会長

皆さんおはようございます。早いものでもう3月となりました。

本日は、中学校の卒業式、また、来月は入学式もあるということです。

一方、農作業におきましては、キビの収穫も追い込みの時期となったのではないかと考えています。田のほうも米の植付けがぼちぼち始まってくるのではないかと思うところですが、息つく暇もないと思いますが、それぞれの体調に合わせて、お互いに頑張っていきたいものだと思います。

○議長

それでは、会議規程によりまして、3月の定例総会を開催いたします。

まず初めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名」をいたします。

議事録署名委員には、3番橋口委員と5番河本委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。まずは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。

資料は、1ページからであります。今月は所有権の移転6件、使用貸借権の設定1件、賃借権の設定4件で計11件の申請がありました。

1番です。国上の野木平地区の土地です。台帳現況地目は畑の2筆で、合計面積5772平米を売買で所有権移転するものであります。ここは4人の共有名義人なんですが、その中の3人分の持ち分6分の5を売買するものであります。

2番です。国上の野木平地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積1661平米を売買で所有権移転するものであります。

これも1番と同じく、4人の共有名義人のうち3人分の持ち分6分の5を売買するものであります。この持ち分に関しましては、県農業会議、法務局に確認をいたしまして、持ち分は幾らということで、許可しても構わないということでした。

続きまして3番です。国上の桜園地区の土地です。台帳現況地目は田の1筆で、面積2777平米を賃借権で5年間借りるものであります。

4番です。榕城の上之原地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積で333平米を贈与で所有権移転するものであります。

5番です。安城の平園地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積17027平米のうち、1万平米を使用貸借で2年間借りるものであります。

許可後の経営面積が1万平米となりますので、下限面積の5千平米を超えます。

これは親から子への貸借であります。続きまして、2ページ目をお開きください。

6番です。下西の下石寺地区の土地です。台帳現況地目は畑の2筆で、合計面積1549平米を贈与で所有権移転するものであります。

7番です。下西の下石寺地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積152平米を贈与で所有権移転するものであります。

8番です。中割の生姜山地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積1045平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

9番です。中割の生姜山地区の土地です。台帳地目畑1筆、田1筆で、現況地目は田の2筆で合計面積が2764平米で、その内1230平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

10番です。中割の生姜山地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積13458平米の内3370平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

番号8から10番までは借人が同じでありまして、許可後の経営面積が5645平米となり、経営下限面積の5千平米を超えます。次に3ページ目です。

11番です。現和の西俣地区の土地です。台帳現況地目は田の3筆、面積3812平米、畑の1筆で、面積2480平米、合計で6293平米を親から子へ贈与で所有権移転するものであります。

以上本件1番から11番は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第1号に係る説明を終わります。

○議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、それぞれ担当委員の方から調査結果の報告をお願いいたします。

○2番委員

2番です。番号1と2は関連がありますので、一括して報告したいと思います。

当初、番号1、2の土地を番号2の譲受人の方が購入されまして、番号1の譲受人と交換したようです。したがって、書類上こういう風になっております。確認しましたが、譲渡人、譲受人それぞれ間違いないということでした。審議をよろしくお願いします。

番号3は、ダムより馬込坂を登っていくと左側に田があるんですが、その土地は、貸人のお父さんが亡くなられたので耕作していませんでしたが、野木平の方が貸して欲しいということで話がありまして、借りることになったようです。以上簡単ですが、報告を終わります。審議をよろしくお願いします。

○3番委員

3番です。番号4について、報告いたします。今週月曜日に現地にまいりまして、譲受人の方の説明を聞き取りました。また、譲渡人には電話で確認をとりまして間違いないということをございました。以上です。

○議長

番号5につきましては、私の担当地区ということですので報告をします。

昨日、調査をいたしました。譲渡人は茶農家でありまして、譲受人は息子さんになります。息子さんは以前霧島の会社で働いておりましたが、今回Uターンして後継者になるということです。2年後には、全農地を経営移譲するということも聞いております。

なお面積ですが、17027平米のうちの1万平米となっております。現地を見ますと、茶畑であります。茶畑に開いた当時7反ぐらい残って、山林化しているという状態でした。この山林化した農地に関しましては、非農地申請をしていただくようお願いしました。以上です。

○10番委員

はい、10番です。番号6番、7番について説明いたします。

6番ですが、3月11日譲受人立ち会いのもと現地調査をいたしました。譲渡人は、下石寺自治会となっております。昭和33年に交換分合がありまして、お互いの土地をそれぞれ交換し合うことになってございますが、昔は下石寺地区には共有の土地がたくさんありまして、その土地を活用して昔の青年団、婦人会などがいもなどをつくって運営費に充てておりました。その交換分合の時、名義変更出来ず現在に至っているところでございます。

7番は、昭和50年頃父親同士が、田と畑をそれぞれ交換しております。譲渡人は名義が父親から息子に変わっておりますが、譲受人はそのままでございます。

今回、贈与ということで、現在司法書士に頼んで名義変更の手続をしているところでございます。以上です。

○11番委員

11番です。整理番号の8番、9番、10番について報告をいたします。11日に借人立ち会いのもとに現地調査をいたしました。まず8番ですが、貸人は鹿児島の方で、この確認は事務局の方がとってくれておりました。

借人は、中割に住んでおりまして、30歳の方であります。今回農地を借りて農業を始めるといことで、現在は、中割生姜山農園生産組合の組合員であります。

奥さんも、その組合の事務を担当しているということでした。本人はトラクターとか耕耘機も購入いたしまして、農業を頑張っていくということでした。

この申請地は安城の川俣というところでありまして、この1筆を借りて耕作するということでした。現在は少し荒れて耕作できるという状況ではありませんでした。手を加えて、ショウガやサトイモを作るということでした。

9番は、同じく安城川俣の申請地でありまして、米を作るということでした。

10番についても、安城川俣の畑3370平米を耕作するということでした。現在は土を掘り返しておりました。ここもショウガやサトイモを植えるということ、土づくりから始めたいということです。この申請の通り間違いはございませんでした。

○12番委員

12番です。番号11番につきまして報告します。譲渡人と譲受人は、先程説明があ

ったように親子であります。譲受人は現在西之表に住んでおりまして、実家の西俣の方に通って農業をしております。田3筆と畑1筆の6293平米を贈与するというのでした。申請通り間違いありませんでした。以上です。

○議長

ただいま議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明がございました。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いをいたします。

○6番委員

はい。番号1と2についてですが、初めてのケースですけれどもこの同じ畑の持ち分6分の5で面積3379平米とありますが、これは、1枚の畑を6分の5という形で売買出来るものなのですか。

○事務局

県農業会議にまず確認したのですけれども、農業会議の方は余り好ましくないけれども、出し手の出し分と受け手の持ち分がはっきりしていれば別に問題ないということでした。

ただ、地元の法務局の方に、確認してくださいということでしたので、その後法務局に確認しましたところ、書類上はこれで構わないということでありました。ただ本来3条許可要件の中に許可後の有効利用という部分があるのですが、それではどの部分が6分の5かということになります。

そういう関係の書籍を調べたところ、どの部分が6分の5か解らないですけれども、一応全体を耕作していれば有効利用ということが認められるということでした。

なお、1人が印鑑を押さないということでしたが、とりあえずお金の支払い自体もしているような話ですので、このまま放置して置く訳にもいかないということで、とりあえず4人のうちの3人分については所有件移転をして、あと受けた方と残りの6分の1の持ち分について話し合い、今後3条申請が出てくるのかなというところでした。

今回初めてのケースでしたので、一応関係機関にも確認したところ、提案しても良いということでしたので申請を受け付けました。

○10番委員

以前申請しようとした土地で、私の名義が6分の5で妹の名義が6分の1あったので、司法書士に頼んだらそれは出来ないということでした。それで、先月名義変更して転用した訳です。今回それとは違うのでしょうか。

○事務局

こちらの認識としましては、転用の場合は現況が全然変わってしまうわけですので、全部名義変更して、全員の同意が得られてからの転用という立場であります。今回農地の場合は、形態が変わらない訳ですので、持ち分だけ許可承諾をもらって名義変更し、残りの分についても残りの人と話をして変更して貰うということです。

○3番委員

承諾をしてない方が今後、どうしてもだめだと言ってきた時当委員会としては、しっかりした説明がつけばいいんですけど、その責任が本委員会に問うてきたとき大丈夫かと思えますがどうでしょうか。

我々が今許可して、反対している方が、何か問題を持ち掛けてきた時当委員会が責任ある説明ができるのでしょうか。

○事務局

その件につきましては、競売物件であつたりした時に、共有名義の部分で一人承諾できないということがあったのですが、結局買い手の方が共有部分の一部であるということのを了承した上で、名義変更をします。

仮に承諾していない方が言ってきた場合は、新しく受けた方と話をしてもらうことになりますので、そのことにつきましては、農業委員会は関係ありません。

そうなりますと、当然土地の評価も下がってくるということで、買い手がそれも承知の上で、構わないということであつたので、今回出しているところです。

○7番委員

7番ですけども、この件について聞いてみたいことがあります。資料には、6分の5の面積とありますが、総面積はどれくらいか教えて下さい。

○事務局

総面積のうちの幾らという形での持ち分ではなくて、あくまで全体の農地の持ち分が幾らということですので面積が幾らという話ではないということであります。

現地でどの畑のどの部分があるのかという確定ができないわけですので、面積全体が幾らというのはあるのですけれども、持ち分としてはそこが何平米か、ここがこの人の分という形では表には出せないということなんです。

もし、分けられるのであれば当然分筆して、ここがこの人の分と出来ればいいのですけれども、それができないわけですので、土地の持ち分が、6分の5の人の分、6分の1の人の分と持ち主が複数名でくる訳です。

○3番委員

今、事務局の説明で面積が確定できないということですけど、確定できなくて、当委員会がそれを許可できるのですかね。許可して、後々問題は出てこないのですかね。

○議長

これは、名義も結局は変わらない訳でしょう。

○事務局

この6分の5については、変わります。

○7番委員

この譲渡人の方々ですけども、この方々は兄弟ですか。親戚関係ですか。

○事務局

親の名義だったのですけども、亡くなられてその後共有名義になりまして、1人の方が2分の1、後3人の方が2分の1を分けているので、それぞれ6分の1ずつとなっています。その1人の方が印鑑を押さないということで、残りの6分の5の持ち分の方については、承諾しているということです。

○7番委員

その6分の1ずつ分けている訳ですから、自分の貰う分の面積がここに出てこないと、もし委員会で許可した場合に、その1人から私のもらい分の土地がなくなっていると言ってきた場合に、説明がつくのでしょうか。

○事務局

名義変更で登記した場合は、6分の5は登記した方で6分の1は承諾していない方ということで、名前自体は残っていきます。

そこを自分の分ということで、主張してきた場合には、共有名義人同士で話をしてもらおうという形になるということでありました。

○8番委員

譲渡人は残りも自分のものにできるということでしょう。6分の1を。

○事務局

残りは、当事者同士で話をしてもらおうということです。

○7番委員

これは農地だけですが、その他に宅地とかそういうのは、6分の1があるのかそれとも農地だけの6分の1なのですか。

○事務局

遺産相続で誰か一人に普通はまとめるのですけれども、そこをできなかったということでそれぞれ持ち分を持って登記したという事です。

○9番委員

我々の判断する範囲はあくまでも農地であって、今ここに出てきているものは農地であるのかどうかというのがまず一つと、農地であった場合に、どことどの農地か解らない限りこれを許可はできないと思うのですね。

例えば、法律上そういう手続をとって、6分の5を変えることができたりしても、我々農業委員会としてはどの農地が6分の1で、どの畑とどの畑として出てこない限り、農業委員会としては許可をするっていうことは厳しいと思うのですが。

○事務局

土地の実態は解っているのですけれども、その内のどの部分が6分の5分かというのが解りません。

○3番委員

これについては、畑のどこか解らない限り当委員会としては、許可する訳にはいかな

いと思います。どうでしょうか。

○議長

皆さんも同じ意見じゃないですか。もう少し家族で話し合っていたかかないと後々もめる原因になるではないかと思えます。

一応この1、2番に関しましては継続審議ということでよろしいですか。

○議長

それでは、1番、2番については今回我々も判断をしかねる部分がたくさんありますので継続とし、当事者間で話し合っていたかということにしたいと思えます。

その他3番以降につきまして、何か質疑のある方はいますか。

○9番委員

はい、質問ですけれども番号6についてですが、これは公の名義からの贈与ということになっておりますけれども、こういう方法はできるのですか。

私のところにもこういう事案があるものですから、ちょっと勉強のためにお聞きしたいと思えます。

○事務局

贈与につきましては、親子や親族関係というのがほとんどですが、当事者同士が無償でという了承があれば、第3者間でも贈与ということに問題はございません。

○議長

この6番の名義は自治会ということですか。

○10番委員

この自治会は、地縁団体になっていますので自治会となっています。

○事務局

平成15年に地縁団体の下石寺自治会ということで、登記はされております。

○議長

他に無いようですので、採決をしたいと思います。議案第1号の1番、2番は先程継続審査ということで、採決いたしました。3番から11番につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の番号3番から11番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

○議長

続きまして議案第2号「農業振興地域計画変更に係る意見の聴取について」を議題といたします。

これにつきましては、議案第3号及び議案第4号と関連がございますので、3分割して審議をいたします。事務局は、議案第2号を一括して説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号「農業振興地域計画（除外用途変更）の意見聴取について」を説明いたします。資料の4ページをお開きください。スライドをお願いします。農業振興地域の計画を変更する場合は、農業委員会の意見を聴取することが求められております。

1番です。農用地区域からの除外であります。

申請地は、現和の下之町地区で字〇〇〇〇、台帳現況地目とも畑、面積は1165平米です。

申請人は、現在保育園を経営しておりますけれども、駐車場が狭く、毎日の送迎時や行事の時に路上駐車による通行障害の原因となるため、農地転用により保育園の隣接地である申請地に駐車場を増設するものであります。今月5条申請が出ております。

続きまして2番です。農地から農業用施設用地への用途変更であります。

申請地は現和の庄司浦地区字〇〇〇〇、台帳現況地目とも畑で、面積は1643平米のうち182.25平米です。現在露地野菜を生産し、ビニールハウス資材の格納を自宅周りの倉庫でやっていましたが、農業用資材の増加により倉庫に収まりきらないため、自作地に隣接する申請地を農地転用し農業用倉庫を建築するものであります。これは自作地であり、200平米未満の農業用施設ということでありまして、農地法第4条第1項第8号の規定により転用の制限の例外で許可不要で届出で良いということになっていきます。

3番です。農地から農業用施設用地への用途変更であります。

申請地は、現和の庄司浦地区の字〇〇〇〇、台帳現況地目とも畑で、面積は2268平米のうち80.85平米です。

現在、集落内で米の乾燥をしておりますが、近隣への騒音等の配慮と今後の管理作業に申請地が便利のため、農地転用により農業用倉庫を建築しようとするものであります。

これも2番と同様に自作地への200平米未満の農業用施設であるため、農地法第4条第1項第8号の規定による、農地転用の制限の例外で許可不要で届出のみであります。

続きまして4番です。農地から農業用施設用地への用途変更であります。

申請地は現和の川氏地区の字〇〇〇〇、台帳現況地目とも田で、面積は1322平米です。既存の農業用倉庫の収容能力が不足している中で、今までトラクター等の農機具置き場として利用していた場所にタマネギ乾燥工場を建設したため、ますます手狭になり、今回新たにトラクターの格納庫の確保をしたいということで、農地転用により農業用倉庫を増設するものであります。

これは、今月4条の申請が出ております。以上で議案第2号に係る説明を終わります。

○議長

これにつきましては、昨日、現地調査が行われております。

まず初めに、2番、3番につきまして審議を行いたいと思います。調査委員長は2番、3番について調査報告をお願いいたします。

○2番委員

はい、2番です。番号2番について報告したいと思います。これは現和地区で用途変更の申請であります。自分の倉庫が手狭になってきたということで、先ほど事務局より説明があったとおりの理由でありまして、200平米未満の転用ということで、問題は無いと思います。

番号3についてですが、これも同じでありまして、田の近くで今申請人が果樹園として、みかん、びわ、桃等を作付しております。

ここに乾燥小屋を集落内から移設して新築したいという申し出でありました。

これも200平米未満ということで、問題は無いと思います。以上です。

○議長

それでは、2番、3番につきまして、担当委員の説明をお願いいたします。

○12番委員

12番です。番号2番、3番につきましては、ただいま事務局及び調査委員長より詳しい説明があったとおりでございます。以上です。

○議長

それでは、審議に入りたいと思います。2番、3番につきまして、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

異議がないようですので、採決をしたいと思います。議案第2号、農業振興地域の変更2番、3番につきまして承認ことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号「農業振興地域計画変更に係る意見の聴取について」の2番、3番につきましては、承認することとし、意見を市長に送付いたします。

続きまして、議案第2号の4番及び議案第3号の農地法第4条の規定による許可申請についての審議を行いたいと思います。

議案第3号につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明します。資料は5ページになります。議案第2号の4番と議案第3号の4条申請の1番が同じ土地でありますので、説明します。今月は、農業用倉庫の1件の申請がありました。スライドをお願いします。

1番です。申請地は現和の字〇〇〇〇で、台帳現況地目とも田で、面積は1322平米です。

既存の農業倉庫の収容能力不足という中で、タマネギ乾燥工場を建設したため、狭くなり、新たに申請地にトラクターの農業用倉庫を増設するものであります。

土地の条件としましては、農振農用区域内農地であり、今月農地から農業用施設に用途変更の申請が出ています。周辺は、道路と田であり、残高証明、被害に関する誓約書も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。

委員の皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長

言い遅れましたが、議案第2号の4番と議案第3号、議案第2号の1番と議案第4号につきましては、それぞれ合わせて審議をしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。次に調査委員長の報告をお願ひいたします。

○2番委員

はい、2番です。昨日事務局と14番委員の4名で現地調査をおこないました。

現場は川氏入り口の田でして、このスライドにはないですが、道の上の方に新しくタマネギ乾燥施設ができております。その関係で、農機具置き場が手狭になったということで、この写真の道下に新しく農機具倉庫を新設したいという申し出であります。

新設まで時間がかかるということで、昨日の現地調査の時には今年まで米を作るということで肥料を蒔いておりました。交通が多い場所ですので交通量に配慮して通行の少ない方から出入りをしたいという説明でした。審査をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

続きまして、担当委員の説明をお願ひいたします。

○12番委員

12番です。ただ今の調査委員長の報告のとおり間違いありません。

○議長

それでは議案第2号の用途変更の番号4、議案第3号の農地法第4条の申請、番号1につきましては審議を行いたいと思ひます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○3番委員

3番。この倉庫の建築面積は何平米ですか。

○事務局

建築面積は240平米であります。後のスライドで四角に囲んだ場所が倉庫です。

○3番委員

この申請土地の1322平米のうちの240平米に倉庫を作る訳ですが、その他はどうなりますか。

○事務局

他は、ロータリー等の置き場や交換作業をする場所のようです。

○3番委員

それでしたら、この申請書に倉庫と資材置き場用地という記載をした方が良いのではないですかね。

○2番委員

おっしゃるとおりです。やはり倉庫の中だけでは作業機の取り替えや社員の乗り換え車などを置く広さの面積が必要だと思われるので、転用理由が十分でなかったかもしれません。

○議長

転用理由について、農業用倉庫と資材置き場に訂正するということですかね。

○2番委員

はい、そうです。

○議長

他にはございませんか。異議が無いようですので採決したいと思います。

議案第2号の番号4及び議案第3号の「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番について許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号の4番につきましては意見を市長に送付し、農地法第4条の規定による申請番号1につきましては、許可相当として、意見を県農業会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第2号の1番及び議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請番号1番について」を議題といたします。

議案第4号につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は6ページになります。今月は駐車場1件の申請がありました。スライドをお願いいたします。

1番です。申請地は現和下之町地区の字〇〇〇〇、台帳現況地目とも畑で、面積は1165平米です。

申請理由として、現在保育園を経営しておりますけれども、駐車場が狭くて毎日の送迎時や行事の時に路上駐車の原因となるため、農地転用により保育園の隣接地である申請地を分筆登記して、普通乗用車22台分の駐車場を増設するものであります。

今回賃借権の設定ということであります。期間は30年間の貸借ということであります。土地の条件としましては、農振農用地区域内農地でありますけれども、今月除外の申請が出ております。除外後はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内農地で、第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則不許可でありますけれども、例外的に許可することができる場合があります。その中で既存施設の拡張ということで、拡張部分の面積が既存施設面積の2分の1を超えない場合は、許可できるとあります。

ここでいう既存施設というのが現和保育園でありまして、ここは実際の面積は3000平米ありましたので、今回の面積の1165平米は2分の1を超えないので、許可できるということでありまして。

周辺は畑、道路、既存施設の保育園であり、自己資金で対応し、また被害に関する誓約書等も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。

ここは土地改良による交換分合で換地された土地であったようです。

所有者が風本神社ということで、農業生産法人ではないのですけれども、もともと農地を持っていたところを、交換分合ということで登記されています。最初から風本神社が畑の所有者で、交換分合の場合は農地法の許可は不要ということでありまして。委員の皆様は御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、続きまして、調査委員長の報告をお願いいたします。

○2番委員

ただいま事務局より説明がなされたところですが、市より民営化された保育園が市内に3カ所ありますが、唯一現和保育園だけが駐車場がないということで、行事のたびに、車を路上駐車して交通の妨げになって苦情も来ているという現状であります。

調査委員としましては、転用はやむを得ないと判断しますが、委員の皆さんの審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

はい、続いて担当委員の説明をお願いいたします。

○8番委員

8番です。ただいまの調査委員長の報告の通りであります。現和保育園は前から駐車場がなく、市がどうかしていただけると期待していたのですが、3年ほど前に校区の所有となり、いよいよ自分たちでどうかしないといけないということで、保育園関係者一丸となって申請に至っております。よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長

ただいま事務局並びに調査委員長、担当委員の説明、報告がありました。

それでは質疑に入ります。意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありましたので、これより採決をいたします。

議案第2号の1番及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請、番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号の1番については、市長に意見を送付し、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請、番号1番につきましては、許可相当とし県農業会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

これにつきましても、昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いいたします。

○2番委員

はい、2番です。番号1についてですが、これは国上野木平地区でほとんど山林としか言いようがない現状になっている土地であります。台帳は畑ですが、40年以上前から耕作せず現在は雑木山になっております。

番号2ですが、これは今議論しました現和保育園に表通りから通じる道路です。

この一直線の道路が畑地目になっているということで、非農地申請が出ております。

次に番号3と4は、石寺地区の土地でありまして、番号3は現状ニガダケ山となっております。番号4は、ガソリンスタンドから上ったところですが雑木も大きくなり、中は竹藪状態になっておりました。

この2筆とも完全な山林となっており、非農地でありました。以上です。

○議長

続いて、担当委員の説明をお願いしますが、1番につきましては、調査委員長が担当委員ということになっておりますので、2番からそれぞれ担当委員の説明をお願いします。

○8番委員

8番です。1番は保育園に通じる進入路で、元々は畑を踏み切って通っていたようです。47年ほど前からのようです。

○2番委員

すみません。報告をしていませんでしたが、ここの地目は畑ですが昭和41年頃から耕作せず現在公衆用道路になっております。なお、昭和51年4月に現和保育園が開園していますが、その時点ではもう既に道路であったようです。

今回分筆登記をして、公衆用道路に地目を変更するものです。農用区域内であります。建物を建てるわけではないので、除外は必要ないことを農林水産課に確認しております。非農地交付基準1の(イ)に該当しております。以上です。

○議長

3番、4番につきまして、担当委員の説明をお願いします。

○10番委員

昨日現地調査に立ち会いましたが、現地を見ただけで非農地と判断いたしました。

申請どおり問題ないと思います。以上です。

○議長

はい、ただいま調査委員長並びに担当委員の方から報告がございました。

それでは質疑に入ります。意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

質疑がないようですので採決いたします。議案第5号非農地証明願の番号1番から4番につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第5号非農地証明願、番号1番から4番については許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第6号「あっせんについて」を議題といたします。あっせん申出書1件とあっせん調書1件でございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号「あっせんについて」であります。資料は、8ページになります。

今月のあっせんは「借りたい」の申し出が1件と調書が1件であります。

まず申し出であります。申請人は住吉浜之町に在住の40歳の園芸農家であります。

年末に豆が霜でやられたので、今回は住吉、下西方面で霜の降りない畑を5反ほど借りたりということでありました。

現在この方は経営面積7265平米であります。希望場所が下西、住吉地区ですので担当の9番石寺委員と住吉担当の1番小倉委員にお願いしたいと思っております。

次に調書であります。平成21年7月に「売りたい」で申し出があった案件であります。今回成立して今月の利用集積計画に出ております。あっせん委員の脇田委員と橋口委員は御苦労さまでございました。以上です。

○議長

ただいまあっせんにつきまして、事務局より説明がありました。

このことにつきまして、質疑等がある方はいらっしゃいませんか。

○10番委員

はい、10番です。5月1日より3反ほどですが、借りる契約を進めております。

今登記簿謄本などの書類の準備をしているところでございます。以上です。

○議長

5反ほど欲しいということですので、住吉方面でもあればあっせんの方をよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長

それでは、続きまして議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定にかかわる意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。最初に資料の訂正をお願いします。まず1-10ページであります。

借り賃の方ですが、年間〇〇〇〇千円となっておりますけれども、〇〇〇〇円に訂正をお願いします。次に、2枚開けていただいて1-13であります。こちらも借賃のところですが、年間〇〇〇〇円となっておりますけれども、こちら〇〇〇〇円に訂正をお願いいたします。それでは、説明します。

1-1をお開きください農用地利用集積計画総括表の利用権の設定であります。

1段目です。期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間で、地目畑、面積83910平米、うち更新分83910平米です。

利用権の設定をする者1人、受ける者が3法人であります。

2段目です。期間が平成26年4月1日から平成29年3月31日の3年間で、地目田、面積948平米、うち更新分0平米です。

利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3番目です。期間が平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間で、地目畑、面積2985平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1法人です。

4段目です。期間が平成26年5月1日から平成31年4月30日の5年間で、地目畑、面積3880平米、うち更新分0平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

合計で田948平米、畑90775平米で合計面積91723平米、うち更新分83910平米です。利用権の設定をする者の数4人、利用権の設定を受ける者2人と4法人です。

内訳につきましては、1-2ページを詳細につきましては1-3から1-14ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転であります。2-1ページをお開きください。今回1件の申請がありました。あつせんが成立した分で、地目畑、面積4967平米、その他の雑種地の法面積236平米の合計5203平米を平成26年3月18日に所有権の移転をしようとするものです。内訳につきましては2-2ページを詳細につきましては、2-3ページから2-5ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから、提案いたしました。

委員の皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

はい、ただいま事務局より議案第7号についての説明がありました。

最初に利用権の設定について、審議を行いたいと思います。それぞれ担当委員の説明をお願いいたします。

番号1番につきましては、私の担当ですので調査報告をいたします。先日調査をいたしました。利用権の設定をする方に関しましては岐阜県という事ですので電話で連絡を

とりました。期間は5年間ということですが、借賃につきましては荒さない要件ということで、いただかないということの説明があったところです。

借人はきび農家でありまして、現在廃耕で耕耘しておりました。これからでん粉芋を植えつけるということでございました。申請どおり間違いはございませんでした。

○9番委員

9番です。2番について説明をいたします。3月11日借人立ち会いで現場を確認しております。現在牧草が作付けされておりました。また、貸人については電話で確認をしました。申請どおり間違いありませんでした。

○11番委員

11番です。11日に現地調査をいたしました。利用権の設定を受ける方たちが、同じ農業生産法人の3社であります。

3番について説明をいたします。この法人は西之表城の法人でありまして、申請地が安城野木小野でこの3箇所とも農業特区の地区です。ここに焼酎用いもを作付けするということでした。いずれも更新の申請であります。

4番について説明します。利用権を設定を受ける農業法人は本立の法人であります。

申請書地は特区でありまして、7筆に安納べにを作付けするということでした。

次に5番についてであります。これも設定を受ける方は西之表岳之田の法人であります。ここには、焼酎いもを作付けするということでした。

これはいずれも更新の申請であります。申請の通り間違いはございませんでした。

番号6番について説明をします。設定をする方、受ける方は、古田に在住であります。

設定を受ける方は、53歳で認定農家です。申請地は基盤整備された田の1筆であり、そこに、米を作付けするということでした。申請通り間違いございませんでした。

○議長

はい、ただいま担当委員の方から説明がございました。それでは質疑に入ります。

意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありました。これより採決いたします。

利用権の設定、番号1番から6番につきましては、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定、番号1番から6番につきまして、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

続きまして、「所有権の移転について」を審議いたします。担当委員の説明をお願いいたします。

○9番委員

9番です。説明をいたします。3月11日に、移転を受ける者の立ち会いのもとに、

現場を確認いたしました。また、移転をするものについては福岡に在住のため電話で確認をしております。ここは先月から問題になっているところもありますけれども、売買の価格、その他双方確認の結果間違いありませんでした。以上です。

○議長

それでは所有権の移転につきまして審議をいたします。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありましたので、採決をいたします。所有権の移転、番号1番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、所有権の移転番号1番については、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、議案第8号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。
まず、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第8号「荒廃農地の非農地の判断について」であります。

資料は、8-1ページです。現在農地相談員が荒廃農地の調査をしており、非農地であったものを農地基本台帳から削除していかなければなりません。

そのためには、農業委員が現況を確認し、農業委員会定例総会で非農地の議決を経て、農地基本台帳から削除して非農地通知書を交付します。

今回、1番から34番までありますけれども、8-2ページの32番につきましては平成23年の12月に、農地法第4条で転用許可が出ておりますので、削除をお願いいたします。それでは、現況調査結果を担当委員ごとに現況地目が山林、原野、畑等何かを御報告ください。お願いします。

○議長

はい、事務局から今説明がありました。

それでは、担当委員ごとに簡潔に判断結果をお願いいたします。

○2番委員

はい、2番です。番号1と2は山林。3番は原野、4番は以前は荒れていたと思えますが、米の植え付け準備をしております田です。

5、6、7、8、9番は山林。10、11、12、13、14、15番は原野。16、17、18番は山林。19番は原野。20、21、22番は山林。23番は原野で24番は山林です。以上です。

○議長

確認ですが、4番が農地であるということですか。

○2番委員

はい、4番は田で農地です。

○議長

それ以外は、非農地ということです。

それでは3番委員に25、26、27番につきまして、報告をお願いいたします。

○3番委員

25、26、27番は原野で非農地です。

○議長

28と29番に関しましては担当委員が所有者ということですので、私の方から報告いたします。28番が原野で非農地です。29番は田で農地ということです。

続きまして30番からお願いいたします。

○6番委員

3月10日に調査しました。山林で非農地です。

○9番委員

31番は原野で非農地、33番は山林、34番は原野で全て非農地です。

○議長

ただいま、各委員の方から調査報告がございました。各調査委員が現地を確認して判断したということでございます。

以上報告のとおり決定して良いという方は挙手をお願いします。


○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、報告の通りと判断し、今後所有者に非農地証明の通知を行うものといたします。


以上で本日の議案審議はすべて終了いたしました。ご苦労様でした。

平成26年3月13日

会 長

日高 仙三 

3番委員

橋口 好文 

5番委員

河本 アツミ 